

彦根市立病院 生成 AI サービス導入業者選定に係る公募型プロポーザル実施要綱

生成 AI サービスを導入にあたり最適な提案をする候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

1 目的および趣旨

医療従事者が不足する中で医療の高度化・複雑化が進み、診療記録の作成や情報検索、院内文書の整備など、職員全体の業務負担が増加している。こういった状況は医療の質や安全性の確保だけでなく病院経営にも影響を及ぼしかねない。

こうした課題に対応し、業務の効率化、医療の質・安全性の向上および経営の改善といった目的を達成するため生成 AI サービスを導入する。

2 契約の概要

(1) サービスの使用場所

彦根市八坂町 1882 番地 彦根市立病院 本館および医療情報センター

(2) 仕様書(資料 1)

「彦根市立病院 生成 AI サービス導入仕様書」(以下「仕様書」という。)の通り。

(3) 納期

契約締結日 から 令和 8 年(2026 年)3 月 25 日(水)まで

(4) 上限見積価格

初期導入費用(税込み)	2,200,000 円
使用料等費用(税込み、5 年分)	18,876,000 円

3 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、候補者の決定後契約締結までの間に該当した場合は、候補者の決定を取り消すことがある。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

(2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員

(4) 彦根市の入札参加停止措置を受けている者

(5) 国税および地方税の滞納がある者

(6) 前各号に掲げるもののほか、本院が適当でないと認める者

4 参考データ

(1) 病院概要

- ア 許可病床数 438床 (9月22日より419床へ変更となる。)
- イ 診療科数 26
- ウ 入院患者数 301.9人/日、110,204人/年(令和6年度)
- エ 外来患者数 811.4人/日、197,161人/年(令和6年度)

(2) 現在稼働中の医療情報システムについて

ア 電子カルテシステムおよび医事会計システム

電子カルテシステム：富士通 Japan(株) HOPE LifeMark-HX

医事会計システム：富士通 Japan(株) HOPE/X-W

イ クライアントコンピュータの台数

電子カルテシステムおよび医事会計システムで使用している台数は次の通り。

デスクトップPC 572台、ノートPC 281台

※その他、部門システムで購入したPCがある。

5 スケジュール

内容	期間、期日および提出書類
募集開始	令和7年9月19日(金) ホームページ掲載
質問受付	令和7年9月29日(月) 15時必着
質問回答	令和7年10月3日(金) ホームページ掲載
参加意思確認書提出	令和7年10月8日(水) 15時必着
参加意思確認書以外の書類の提出	令和7年10月17日(金) 15時必着
プレゼンテーション審査	令和7年10月24日(金) ※予定
審査結果の通知	令和7年10月31日(金) ※予定

6 参加意思の確認および提案書等の提出について

提案にあたっては、資料1「仕様書」を熟読の上、次の通り提案すること。

(1) 提出書類および部数

ア	参加意思確認書(様式1)	正本1部
イ	会社概要	1部(代表者印不要)
ウ	暴力団または暴力団員等でないことに関する表明・確約書(様式2)	正本1部
エ	登記簿謄本	原本1部
オ	納税証明書	原本1部
カ	書類審査回答票(様式3)	正本1部およびデータ
キ	初期導入費見積書(税込み)	正本1部
ク	使用料等見積書(5年間の合計、税込み)	正本1部
ケ	プレゼンテーション審査提案書(様式4)	正本1部、副本10部およびデータ

(2) 各書類の作成方法

ア 参加意思確認書(様式1)

様式1に必要事項を記載の上、書面にて提出すること。

イ 会社概要

様式は任意とする。

内容としては、会社組織構成、社員数および本件に関わる人員が分かること。また、会社パンフレットを提出すること。

ウ 暴力団または暴力団員等でないことに関する表明・確約書(様式2)

彦根市暴力団排除条例を理解し遵守するとともに、現在または将来にわたって、暴力団または暴力団員等に該当しないことを表明・確約する書面を提出すること。

エ 登記簿謄本

申込日から 3 か月以内に発行されたもので、法人登記をしている事業者は、履歴事項全部証明書を、個人事業者の場合は、代表者身分証明書を提出すること。

オ 納税証明書

申込日から 3 か月以内に発行されたもので、市町村税、法人税、消費税および特別地方消費税に係る納税証明書(未納税額のないことを証明)を提出すること。

カ 書類審査回答表(様式3)

回答票に「○：要求を満たす」、「△：一部要求を満たさない(代替案の提案)」、「×：要求を満たさない」を記入し、正本 1 部(書面)およびデータにて提出すること。

キ 初期導入費見積書(税込み)

見積には仕様書の要件を満たす生成 AI サービスを提供するために必要なソフトウェア、ハードウェア、初期設定および通信回線開設(仕様書 2-3-11)に係る費用を含むこととし、正本 1 部(書面)を提出すること。

ク 使用料等見積書(5年間の合計、税込み)

見積には、生成 AI サービスの使用料、保守費および通信回線の月額使用料を含む 5 年間分の費用を積算し、正本 1 部(書面)を提出すること(仕様書 2-3-12、3-1-5、3-2-2)。

なお、提出された使用料等見積書に記載の金額は、5 年間は変更しないこと(仕様書 3-2-3)。

ケ プレゼンテーション審査提案書(様式4)

資料 2「彦根市立病院 生成 AI サービス導入業者選定に係るプレゼンテーション審査項目」に記載の内容について説明する資料(正本 1 部(様式 4 を表紙に使用すること。)、副本 10 部およびデータ)を提出すること。審査項目の提案書は、項目ごとに章を区切って作成すること。

(3) 提出方法

ア 書面は持参または郵送、データはメールにて提出すること。

なお、データ容量が大きくメールに添付できない場合は、インターネット上のファイルアップロードサイトにアップロードし、本院がダウンロードする方法で提出してもよい。

イ 書面の様式は、原則 4A サイズ、左綴りを基本とする。ただし「プレゼンテーション審査提案書」については、上綴りを可とする。

A4 サイズ以上の書類を挟む場合は、4A サイズに折りたたみ、左綴り(もしくは上綴

り)とすること。

ウ 提出書面の内、正本には、社名および契約締結の権限を持つ代表者職氏名を記載し、代表者印を押して提出すること。ただし、副本は押印不要とする。

エ 提出先は「15 問合せおよび提出先」に記載の通り。

(4) 提出期限

ア 各書類の提出期限は以下のとおりとする。

(ア) 参加意思確認書(様式 1)

令和 7 年(2025 年)10 月 8 日(水) 15 時必着とする。

(イ) 参加意思確認書(様式 1)以外の書類

令和 7 年(2025 年)10 月 17 日(金) 15 時必着とする。

イ 持参の場合は、土日祝日を除く 9 時から 17 時まで(12 時から 13 時までの間を除く。また、提出期限日は 15 時までとする。)とする。

ウ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り。

エ データで提出する書類は、メールの発信日時が提出期限内であること。

オ 各書類の提出後の差し替えは認めない。

7 質問および回答について

本プロポーザルの内容に関する質問について、以下の通り受け付ける。

(1) 受付方法

質問書(様式 5 および様式 5 別紙)に記載の上、「15 問合せおよび提出先」に郵送およびメールにて提出すること。質問書(様式 5)には社名および契約締結の権限を持つ代表者職氏名を記載し、代表者印が押されていること。

なお、電話および口頭による受付はしない。

(2) 提出期限

提出期限：令和 7 年(2025 年)9 月 29 日(月) 15 時必着とする。

(3) 回答方法

本市ホームページに掲載する。

掲載日：令和 7 年(2025 年)10 月 3 日(金) 15 時頃とする。

8 プレゼンテーション審査について

次の通りプレゼンテーションによる審査を実施する。

(1) 日時および場所

令和 7 年(2025 年)10 月 24 日(金) 午後

彦根市立病院 講堂

※詳細なスケジュールは、後日、参加者に対して文書およびメールにて通知する。

(2) 審査時間

発表時間 15 分以内

質疑応答 5 分程度

(3) 説明の方法

主たる説明者 1 名および補助者 3 名以内とする。

なお、技術的な説明ができる者が出席することが望ましい。

(4) 貸出物品について

ア 本院が準備するもの

プロジェクタ、スクリーン、レーザーポインタ、OA タップ、テーブル、イス

イ 提案者が準備するもの

上記以外の物品(パソコン、発表で使用する機器等)

※パソコンとプロジェクタは、HDMI ケーブルで接続できること。

(5) その他

プレゼンテーション審査提案書は、事前に提出されたものを使用するため、審査当日に、提案者が持参する必要はない。また、当日の差し替えも認めない。

9 選考方法

書類審査回答表、初期導入費見積書および使用料等見積書ならびにプレゼンテーション審査による総合評価とする。

10 選考結果

(1) 選考結果は、指名業者全員に対して速やかに書面およびメールにて通知する。

(2) 選考結果について、異議申し立ては受け付けない。

(3) 選考結果および内容に関する問い合わせは受け付けない。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき。

(2) 「3 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき。

(3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと本院が認めたとき。

(5) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき。

(6) 正当な理由なくプレゼンテーションの指定時間に来場しなかったとき。

12 契約に関する事項

(1) 選定された最優秀者と、導入に係る契約締結に向けた交渉を行う。

(2) (1)の結果、契約締結の合意に至った場合は、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。

(2) (1)の結果、契約締結の合意に至らなかった場合または最優秀者の提案において虚偽の記載、不正および違反が認められた場合は、最優秀者を失格とし、次点の者と交渉を行う。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、本院が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウおよび提案への評価に関する部分を除き、彦根市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

14 その他、留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加意思確認書または提案書の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式6)を「15 問合せおよび提出先」へ書面で提出すること。辞退届には代表者印を押すこと。
- (3) この要項に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法、地方公営企業法施行令、彦根市契約規則に定めるところによる。

15 問合せおよび提出先

〒522-8539

滋賀県彦根市八坂町 1882 番地

彦根市立病院 企画経理課

担当 渡辺(仕様に関する内容)、居原田(プロポーザルや契約に関する内容)

電話番号 0749-22-6050 (内線: 3533)

電子メール kikaku-keiri@ma.city.hikone.shiga.jp